

静岡日本平ロータリークラブ 細則

第1条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名によりなる理事会とする。すなわち本細則第2条第1節に基づいて選出された5名の理事、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

第2条 理事および役員を選出

第1節

役員を選出すべき会合の5ヶ月前の例会において、その議長たる会長は指名委員に対して、次々年度の会長候補者の指名を求めなければならない。指名委員は、会長経験者の中から互選により5名を選任する。

適法に行われた指名は年次総会に付され、出席会員の過半数の賛成を得て承認されるものとする。承認された次々年度会長候補は、会長ノミネーとなるものとし、その指名の後の7月1日に始まる年度に、会長ノミネーのまま理事を務めるとともに次年度の副会長を兼務するものとする。理事を務めた年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミネーは、後任者の指名が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

本クラブの役員とは、当該年度の会長、会長エレクト（副会長を兼務）、幹事、会計および会場監督とする。また、本クラブの理事とは、当該年度の管理運営委員長、会員増強委員長、公共イメージ向上委員長、奉仕プロジェクト委員長、ロータリー財団委員長とする。

次年度の理事・幹事・会計については、現会長ノミネー（*）の推薦によって年次総会以前の理事会において諮られ決定され、直後の年次総会において現会長エレクト（*）が総会に諮り、出席会員の過半数の賛成を得て決定するものとする。

（*：本項の現会長ノミネーと現会長エレクトは、年次総会を挟んで役職名が変わることによる同一人物）

第2節

選出された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。年次総会において決定された理事エレクトは、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督、副会場監督、副幹事を選出しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定により補填すべきものとする。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務をもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員についての、10月1日と4月1日現在の四半期

会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む諸類の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るにあたっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆる財産をその後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選出を行わなければならない。

第2節

本クラブの例会は、原則として第1、第2及び第4金曜日の12時30分に開催するものとする。但し、例会日が一般に求められた祝日を含む国民の祝日にあたる場合、第3ないし第5金曜日に例会を開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは全てのクラブの会員全部にしかるべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員および標準ロータリー・クラブ定款第12条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%に出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第12条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1金曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は2021年11月以降の入会者に対し50,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。二世会員および転勤後任者の1年以内の入会者も同等とする。

第2節

会費は年額240,000円とし、四半期ごとに60,000円を分納すべきものとする。但し、会員の申請により毎月20,000円の分納とすることもできる。なお、臨時会費など特に必要が生じた場合には、その都度理事役員会で決定後、知らせる事とする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、特に定めのない場合は、口頭または拍手による採決をもって処理されるものとする。

第7条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第8条 委員会

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。常設委員会の任命は次の通りである。

会員増強委員会……………この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

公共イメージ向上委員会…この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

管理運営委員会……………この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

奉仕プロジェクト委員会…この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

ロータリー財団委員会……………この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (c) それぞれの委員長は、その委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について報告するものとする。

第9条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切なR I 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー一年度の開始に先立ち、クラブ委員のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

第11条 財務

第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限界となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金されなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節

すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第4節

すべての資金業務処理は、毎年1回監査人によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節

本クラブの会計年度は、7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第12条 会員の入会までの手続

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。

第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人の予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を得なければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会において、この件について評決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合には、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとされる。

第6節

このような手続の後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹

事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第13条 名誉会員の選出

本クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 例会における議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他プログラム

閉会

第16条 災害・事故・病気・経済危機等に伴う休会制度（準会員制度）

1. 制度趣旨

当クラブは、災害・事故・病気・経済危機等による影響によって、会費負担の継続が困難となるクラブ会員が発生するおそれがあることから、会員の退会を防止し、クラブの維持を図ることを目的として本件休会制度（準会員制度）を設ける。

2. 休会制度の利用手続

会員は、災害・事故・病気・経済危機等による影響から、正会員としての義務（例会出席や会費等の負担）の履行が困難となった場合に、当クラブ会長宛に理由を付した休会制度の利用申請書を提出し、理事会がこれを承認した場合は、承認された休会期間につき、申請会員に対して本件休会制度が適用されるものとする。

3. 休会制度利用者（準会員）

(1) 休会制度利用者の身分は、準会員とする。

(2) 準会員は、正会員が負担する会員としての義務（例会出席、会費のうち食事代相当額）を免除される。

(3) 準会員は、休会期間中、原則として6ヶ月に1回は当クラブの例会に出席する。

(4) 準会員が、当クラブの例会に出席する場合は、ビジターと同様の会費を負担する。

4. 休会期間

(1) 本件休会制度による休会期間は1ヶ月単位とし最長12ヶ月とする。但し、やむを得ない事情であり且つ理事会の承認を得た場合には、更に12ヶ月以内で更新を認めるものとする。

(2) 申請会員は、休会期間満了前に正会員への復帰が可能となった場合には、クラブ宛に連絡の上、理事会の承認を経て休会制度の利用を終了して正会員に復帰する。

5. 本制度の開始要件

本件休会制度は、当クラブ定款第10条に基づく例外として、当クラブ細則に規定されることをもって開始要件とする。

第17条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

2023年12月1日より施行

静岡日本平ロータリークラブ内規

制定1972年2月18日

(理事会承認)

1. クラブ内規の意義

本クラブの運営はその採択したクラブ定款及びクラブ細則に従って行われているが年度毎に役員及び委員会構成の更新するロータリークラブに於てはクラブの運営を更に円滑にするために補足的に細則を取決めたものがクラブ内規である。

クラブ内規の改訂は、原則として年度当初の理事会によって行うが、緊急を要する場合、特別な理由がある場合等は年度の途中においても理事会で検討し決定することができる。

2. 理事会及び役員

- (1) 役員はクラブ定款第13条4節に会長、副会長、幹事、会計及び会場監督とされているが、会員中、副幹事1名、監査1名を決めて役員とする。
- (2) 理事11名の構成は、会長、副会長（会務担当）、幹事、会計、会場監督、直前会長および管理運営委員会、会員増強委員会、公共イメージ向上委員会、奉仕プロジェクト委員会、ロータリー財団委員会の各委員長とする。
- (3) 理事会にはクラブ運営の円滑化のため必要な役員、委員長を出席させることができる。

3. 入会金および会費

- (1) 入会金はクラブ基金として基金会計に組入れる。但し、再入会の場合には入会金は徴収しない。
- (2) 入会時において入会金以外にバッジ代、雑誌代等を必要に応じ徴収し、代金は地区共同会計に戻入する。
- (3) 通常会費は3ヶ月毎に一般会計の会費収入口に銀行振込の形式で前納する。
但し、途中で入会した場合は、月割りにて計算し、当月分から徴収し前納する。

- (4) 追加会費は原則として徴収しない。但し、必要に応じ理事会の決定により追加会費を臨時に徴収することができる。
- (5) 入会の際、ロータリー財団へ150 ドル（ロータリーレート）相当分を寄付する。

4. 慶弔・見舞

会員及びその関係者にかかわる慶弔・見舞については原則として下記による。

- (1) 会員の結婚、古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿の祝 記念品
- (2) 会員が事故または罹病の時 見舞品又は見舞金
- (3) 会員が大きな災害を受けた時 見舞品又は見舞金
- (4) 会員が死亡した時 弔電と生花、香典30,000円を贈呈する。文書による通知先 全会員、市内ロータリークラブ、ガバナー。
- (5) 会員の配偶者死亡の時 弔電と生花、香典20,000円を贈呈する。
- (6) 会員の家族（一親等）死亡の時 弔電と生花、香典10,000円を贈呈する。
- (7) 市内他クラブ会員死亡の時弔電を贈呈する。
- (8) その他慶弔・見舞について必要があればその都度理事会にて決定する。但し、緊急を要するときは会長・幹事の協議によって取りはからうことができる。
- (9) 慶・弔・見舞の金額については次の額を基準とする。
 - (1) の場合 5,000 ～10,000円
 - (2) 、 (3) の場合 会長、幹事が協議の上決める。
- (10) 元会員が死亡した場合は10年以上の在籍もしくは退会后2年未満を基準として、弔電と生花を贈呈する。特に会に対し貢献度が著しく高いと判断される場合は、会長、幹事が協議の上決めるものとする。

5. 旅費ならびに登録料

- (1) 出席の義務づけられた会合（例えば地区協議会、リーダーシップフォーラム、地区大会前夜懇談会、幹事会等）に参加する場合は登録料を支給する。
- (2) 地区大会、インターシティミーティング認証状伝達式等に参加する場合は必要に応じ理事会の承認を得て登録料の全額又は一部を負担することができる。

- (3) 国際親善、提携クラブ等への公式訪問等、遠方に旅行する場合の旅費は、理事会の決定により3分の1を限度にクラブで補助することができる。

6. 会計

クラブ会計の基本的な分類は下記による。

(1) 一般会計

会費収入、例会費、事務費等通常のクラブ運営に必要な入出金を取扱う会計

(2) 基金会計

入会金、一般会計からの繰入金、繰出金、特別寄付等に関する入出金を取扱う会計。

なお、基金の用途については、すべて理事会及び総会の承認を得た上で実行する。

(3) その他会計

財団寄付、奨学生への資金交付等一時預り、又は払出等に関する入出金を取扱う会計

- (4) (1) ~ (4) の入出金を取扱う科目、取扱方法等の詳細は別に定める取扱手続きによる。

- (5) 会計担当は半期ごとに入出金の取扱いをとりまとめ、その状況を理事会に報告する。

7. 例会場

例会場内は禁煙とする。

変更1990年7月6日 1998年1月30日

2000年4月14日 2002年7月5日

2008年6月20日 2010年1月1日

2016年6月3日 2018年7月1日

2020年7月1日 2023年12月1日